

## 特例社団法人から一般社団法人への名称変更による設立

※ 名称変更による設立の登記と解散の登記の申請は、同時にやってください。

### 特例社団法人の名称変更による一般社団法人設立登記申請書

1. 名 称 一般社団法人○○会
1. 主たる事務所 福島県○市○町○丁目○番○号  
(注) 特例社団法人の主たる事務所と同一である必要があります。
1. 登記の事由 名称変更による設立
1. 認可書到達の年月日 平成○○年○○月○○日  
(注) 行政庁から移行認可を受けた認可書が到達した日を記載します。
1. 登記すべき事項 別添CD-Rのとおり  
(注) 登記すべき事項を記録した磁気ディスク(CD-R, FD)を提出してください。
1. 添付書類  
移行認可書謄本 1通  
(注) 認可書だけではなく、認定書の別紙(2枚目以降)も必要となります。  
定款 1通  
(注) 公証人の認証は不要です。定款の末尾には、「平成○○年○月○日 当法人の定款に相違ない。一般社団法人○○ 代表理事 ○○ ○○印」と記載してください。
- 社員総会議事録 1通  
(注) 監事を置くこととしていた特例社団法人が設立時に新たに就任する監事を選任せす、従前の監事がそのまま一般社団法人の監事となる場合には、当該監事を選任した社員総会議事録も添付する必要があります。

#### 受付番号票貼付欄

※ この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けてください。

理事、監事、代表理事及び会計監査人の就任承諾書 ○通

(注) 設立時に新たに就任する役員等がいる場合に必要となります。

監事を置くこととしていた特例社団法人が設立時に新たに就任する監事を選任せず、従前の監事がそのまま一般社団法人の監事となる場合には、当該監事の就任承諾書も添付する必要があります（会議の席上で被選任者が就任を承諾していた場合には、当該会議の議事録の記載を援用することができます。）。

会計監査人の登記事項証明書又は会計監査人が公認会計士であることを証する書面 1通

(注) 会計監査人を設置した場合に必要となります。

会計監査人が法人である場合には当該法人の登記事項証明書を、会計監査人が法人でない場合にはその者が公認会計士であることを証明する書面をそれぞれ添付します。

印鑑証明書 ○通

(注) 設立時に新たに就任する代表理事がいる場合には、

① 代表理事が就任承諾書に押印した印鑑につき市区町村長が作成した印鑑証明書  
② 代表理事の選定をした議事録に押印した印鑑につき市区町村長が作成した印鑑証明書を添付します（ただし、登記所に印鑑を提出している理事が当該議事録に当該印鑑を押印している場合には、不要となります。）。

委任状 1通

(注) 代理人に申請を委任した場合のみ必要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

福島県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 一般社団法人の主たる事務所を記載します。

申請人 一般社団法人〇〇会 ※ 一般社団法人の名称を記載します。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号 ※ 代表理事の住所を記載します。

代表理事 〇〇 〇〇 印

代表理事の印鑑については、「印鑑届書」によって登記所に提出した印鑑を押印してください。この印鑑届書には、市区町村長の作成した3か月以内の印鑑証明書を添付することが必要です（申請書に添付した印鑑証明書を援用することもできます。）。なお、印鑑届書の用紙は、お近くの登記所でお渡ししており（無料）、また、法務省ホームページ（<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-2.html>）からダウンロードしていただくことも可能です。

○県○市○町○丁目○番○号 ※ 代理人の住所を記載します。

上記代理人 ○○ ○○ 印 ← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人の印鑑を押印してください。この場合は、代表理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○

福島地方法務局 御中

## 登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例 (注1)

「名称」一般社団法人○○会

「主たる事務所」福島県○市○町○丁目○番○号

「法人の公告方法」電子公告により行う。

h t t p : // w w w . k a s u m i g a s e k i - k y o u k a i . o r . j p  
/ k o u k o k u / i n d e x . h t m l (注2)

当法人の公告は、電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

「法人成立の年月日」昭和○○年○○月○○日 (注3)

「目的等」

目的

当法人は、○○を社会に普及させることを目的とするとともに、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 ○○に関する調査及び研究
- 2 ○○に関する広報活動
- 3 ○○に関する意見の表明
- 4 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

「役員に関する事項」

「資格」理事 (注4)

「氏名」○○○○

「原因年月日」平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」○○○○

「原因年月日」平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」理事

「氏名」○○○○

「原因年月日」平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」代表理事

「住所」○県○市○町○丁目○番○号

「氏名」○○○○

「原因年月日」平成○○年○月○日重任

「役員に関する事項」

「資格」監事

「氏名」○○○○

「原因年月日」平成○○年○○月○○日就任 **(注5)**

「役員等の法人に対する責任の免除に関する規定」

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

「役員に関する事項」

「資格」会計監査人 **(注6)**

「氏名」○○○○

「理事会設置法人に関する事項」

理事会設置法人

「監事設置法人に関する事項」

監事設置法人

「会計監査人設置法人に関する事項」

会計監査人設置法人

「登記記録に関する事項」

平成○○年○月○日社団法人○○会を名称変更し、移行したことにより設立 **(注7)**

(注) 1 詳しい磁気ディスクの作成方法は、「商業・法人登記申請における登記すべき事項を記録した磁気ディスクの提出について」(<http://www.moj.go.jp/MINJI/MINJI50/minji50.html>)を御覧ください。

2 全て全角文字で記載してください。

- 3 特例社団法人の法人成立の年月日を記載してください。
- 4 名称変更前から就任している理事については、特例社団法人の登記記録に記録されている就任（又は重任）年月日を可能な限り記載願います。なお、記載されていない場合にも、職権で記載されます。
- 5 名称変更前から就任している監事が新たに監事として選任されることなく、引き続き一般社団法人の監事に就任する場合には、当該監事の就任年月日も登記すべき事項として記録する必要があります。
- 6 名称変更前から就任している会計監査人については、特例社団法人の登記記録に記録される就任（又は重任）年月日を可能な限り記載願います。なお、記載されていない場合にも、職権で記載されます。
- 7 名称変更の年月日は、登記の申請日であることから、郵送申請等で不明な場合には、記載を省略して差し支えありません。

## 定款の例

(法人によっては、不要な事項がありますので、法人の実情に合わせて作成してください。)

### 一般社団法人〇〇会定款

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人〇〇会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福島県〇市に置く。

(注) 定款に定める主たる事務所の所在地は、最小行政区画（市、区、町、村）まででも構いません。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、〇〇に関する事業を行い、〇〇を社会に普及させることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 〇〇に関する調査及び研究
- 二 〇〇に関する広報活動
- 三 〇〇に関する意見の表明
- 四 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

(注) 目的を登記するときは、4ページの「目的等」の入力例のとおりとなります。

なお、第4条第2項の規定を登記することはできません。

#### 第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 この法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、

代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎月、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- 二 総社員が同意したとき。
- 三 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分

七 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度○月に1回開催するほか、○月及び必要がある場合に開催する。

(召集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が召集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

一 理事 ○○名以上○○名以内

二 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名(○名)を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち○名を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第20条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第23条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及びこれらの附属説明書を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

一 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書

面

二 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの  
(役員及び会計監査人の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、その定時社員総会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第25条 理事、監事及び会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬は、監事の過半数の同意を得て理事会において定める。

(責任の免除又は限定)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事（理事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する監事（監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第6章 理事会

(構成)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年○月○○日に始まり翌年○月○○日に終わる。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第5号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

一 事業報告

二 事業報告の附属明細書

三 貸借対照表

四 損益計算書（正味財産増減計算書）

五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時社員総会に報告するものとする。ただし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

一 監査報告

二 会計監査報告

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第36条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

## 第9章 公告の方法

第37条 この法人の公告は、電子公告により行う。電子公告による公告をすることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合には、官報に掲載してする。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項の規定による設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は○○○○、会計監査人は○○○○とする。  
(注) 設立時に新たに就任する代表理事及び会計監査人は、定款の附則に定める方法により選任する必要があります。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 社員総会議事録の例

(一例です。法人の実情に合わせて修正してください。)

### 第〇回社員総会議事録

平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分、当法人の主たる事務所において定時社員総会を開催した。

議決権のある当法人社員総数 ○〇名

総社員の議決権の数 ○〇個

出席社員数（委任状によるものを含む。） ○〇名

この議決権の総数 ○〇個

出席理事 ○〇 ○〇

○〇 ○〇

○〇 ○〇

出席監事 ○〇 ○〇

以上のとおり、総社員の議決権の数の4分の3に相当する社員の出席があったので、定款の規定により理事○〇〇〇は議長席につき、本定時総会は適法に成立したので、開会する旨を宣し、直ちに議事に入った。

#### 第1号議案 定款の変更に関する件

議長は、当法人が一般社団法人となるために定款の変更を要する旨を説明し、改正後の案につき、その承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

#### 第2号議案 代表理事及び会計監査人の選任に関する件

議長は、一般社団法人への名称変更による設立の登記の際に就任する代表理事及び会計監査人を選任する必要がある旨を述べ、その選任方法を諮ったところ、出席社員中から議長の指名に一任したいとの発言があり、一同これを承認したので、議長は下記の者を指名し、その者につきその可否を諮ったところ、満場異議なくこれに賛成したので、下記のとおり選任することに可決確定した。

また、議長は、当該代表理事及び会計監査人の選任は、定款の変更に係る附則に定めるべきものであることから、選任された者を附則に定めることとした旨を諮った

ところ、満場異議なくこれを承認可決した。

代表理事 ○○ ○○

会計監査人 ○○ ○○

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、午前○○時○○分閉会した。

以上の決議を明確にするため、この議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに記名押印する。

平成○○年○○月○○日

社団法人○○会定時社員総会

議長理事（議事録作成者） ○○ ○○ 印

同 ○○ ○○ 印

同 ○○ ○○ 印

※ 本議事録に押印された議長及び出席理事の印鑑に係る印鑑証明書の添付が必要となります。

なお、当該定款の変更の案の決定に係る議事録に押印されている印鑑が、登記所に提出している印鑑と同一である場合には、印鑑証明書の添付は不要です。

## 理事の就任承諾書の例

### 就 任 承 諾 書

私は、社団法人〇〇会が一般社団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の理事に就任することを承諾します

記

就任日：一般社団法人に移行登記をした日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 **印**

社団法人〇〇会 御中

## 代表理事の就任承諾書の例

### 就 任 承 諾 書

私は、社団法人〇〇会が一般社団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の代表理事に就任することを承諾します

記

就任日：一般社団法人に移行登記をした日

任 期：就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 印

社団法人〇〇会 御中

※ 代表理事の就任承諾書には、実印（市区町村長の作成した印鑑証明書の印）を押印してください。

## 監事の就任承諾書の例

### 就 任 承 諾 書

私は、社団法人〇〇会が一般社団法人への移行登記を行った際には、移行後の最初の監事に就任することを承諾します

記

就任日：一般社団法人に移行登記をした日

任 期：就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時まで

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 

社団法人〇〇会 御中

## 理事の辞任届の例

### 辞 任 届

私は、社団法人〇〇会が一般社団法人への移行登記を行った際には、社団法人〇〇会の理事を辞任いたします。

記

辞任日：一般社団法人に移行登記をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 

社団法人〇〇会 御中

## 監事の辞任届の例

### 辞 任 届

私は、社団法人〇〇会が一般社団法人への移行登記を行った際には、社団法人〇〇会の監事を辞任いたします。

記

辞任日：一般社団法人に移行登記をする日

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

〇〇 〇〇 

社団法人〇〇会 御中

## 委任状の例

### 委 任 状

○県○市○町○丁目○番○号

○○ ○○

私は、上記の者を代理人と定め、以下の権限を委任します。

1. 当法人の名称の変更による設立の登記の申請をする一切の件

1. 認可書の到達年月日は、平成○○年○○月○○日である。

1. 公告をする方法として登記するURLは、次のとおりとする。

電子公告を行うURL `http://www.kasumigaseki-kyoukai.or.jp/koukoku/index.html`

1. 原本還付の請求及び受領の件

**※ 原本還付を請求する場合に記載します。**

平成○○年○○月○○日

福島県○市○町○丁目○番○号

一般社団法人○○会

代表理事 ○○ ○○ **印**

**※ 代表理事が登記所に提出する印鑑を押印してください。**

## 名称変更による特例社団法人の解散

### 特例社団法人の名称の変更による解散登記申請書

1. 名 称 社団法人○○会

(注) 旧名称を記載してください。

1. 主たる事務所 福島県○市○町○丁目○番○号

1. 登記の事由 名称変更による解散

1. 登記すべき事項 平成○○年○月○日福島県○市○町○丁目○番○号一般社団法人○○会に名称変更し、移行したことにより解散

(注) 名称変更の日は、登記申請日であることから、郵送申請等で不明な場合には、記載を省略して差し支えありません。

(注) 名称変更による解散の登記の申請書には、添付書類は不要となります。

上記のとおり、登記の申請をします。

平成○○年○○月○○日

受付番号票貼付欄

※ この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けてください。

福島県○市○町○丁目○番○号 ※ 一般社団法人の主たる事務所を記載します。

申請人 一般社団法人○○会 ※ 一般社団法人の名称を記載します。

○県○市○町○丁目○番○号 ※ 代表理事の住所を記載します。

代表理事 ○○ ○○ 印 ←登記所に提出した印鑑を押印してください。

○県○市○町○丁目○番○号 ※ 代理人の住所を記載します。

上記代理人 ○○ ○○ 印 ← 代理人が申請する場合にのみ記載し、代理人

の印鑑を押印してください。この場合には、

代表理事の押印は、必要ありません。

連絡先の電話番号 ○○○-○○○-○○○○

福島地方法務局 御中